

90



P NY, N .

第90回定時株主総会

(2) 部門別事業の経過及びその成果

天然ガス系化学品事業

メタノールは、販売価格の下落などにより減収減益となりました。

メタノール・アンモニア系化学品は、円高などにより、減収減益となりました。

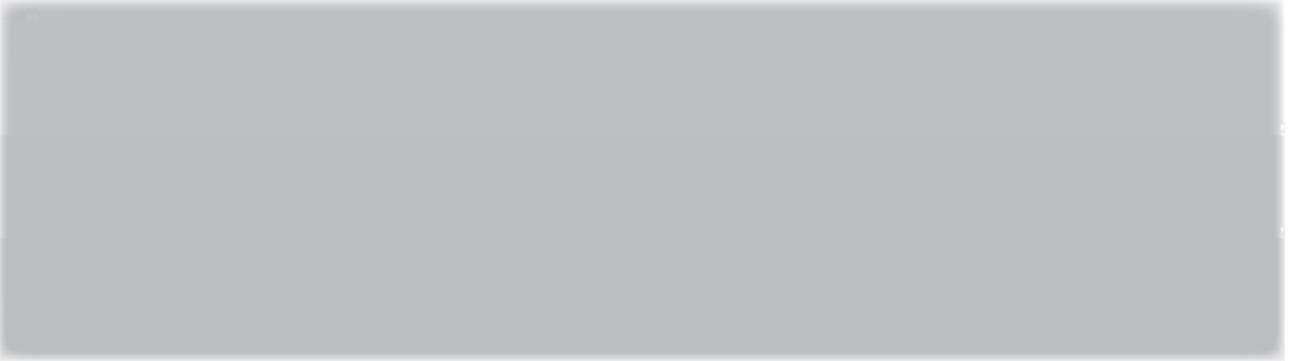
機能化学品事業



当 社









2. 株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 492 + 雅缤缤纫絃产门 (三) 抱 妥 琶 氈 觸 愀 遁 示 罢 罢 孝 替 異 【

3. 新株予約権等に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

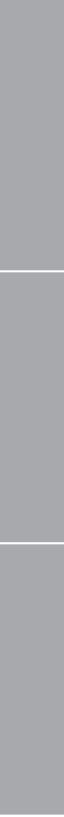
(2) 当期中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

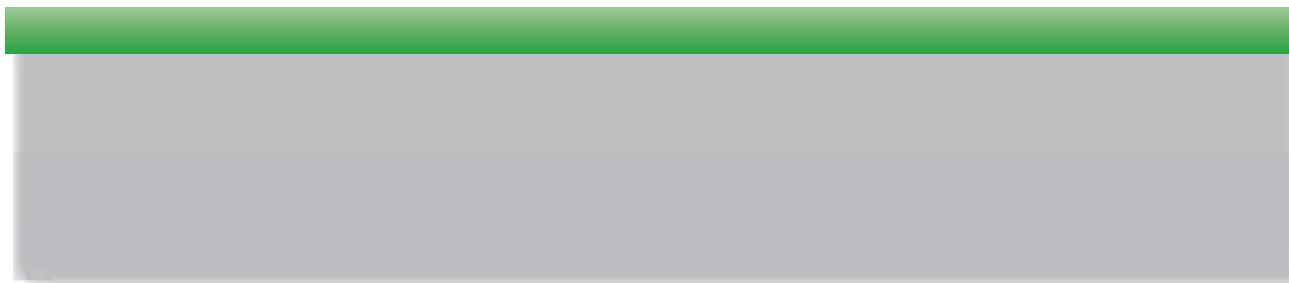
(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。





(4) 社外役員に関する事項



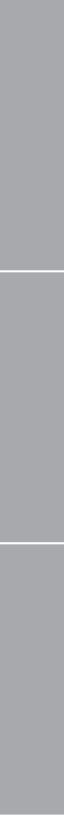
6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）につき、取締役会において決議しております。また、毎年取締役会において内部統制の整備・運用状況の報告を行い、同決議の妥当性を検証・決議するとともに、翌年度の内部統制整備・運用に係る基本方針及び計画についても審議し決議しております。内部統制決議の内容及び当期における各項目の運用状況は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「コンプライアンス」を法令、定款、社内規程、社会規範等遵守するとともに、企業としての社会的責任を認識し、公正で透明・自由な事業活動を行うことと捉え、「MGC企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「MGC行動規範」を定める。
- 2) コンプライアンス担当役員を任命し、社長直轄組織として、コンプライアンス担当役員を委員長としてコン



監査役の監査の実効性を確保するための体制

1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役との協議により、監査役の職務を補助するための使用人を配置する。

2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令に服さない専任者とし、その人事異動、人事評価、懲戒に当たっては、あらかじめ監査役会の同意を得る。

3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、その職務に関し適性を有する使用人を任命する。

4) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項

取締役及び使用人は、法令に違反した事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、法令又はコンプライアンス規程その他の社俗 蕪豐リ 蘊に詐た持害は監査包の報見実嚇そ 療)

連結株主資本等変動計算書 (自平成28年4月1日)



事業報告

連結計算書類関係

計算書類関係

ご参考



事業報告

連結計算書類関係

計算書類関係

ご参考

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

三菱瓦斯化学株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人	
指定社員	公認会計士
業務執行社員	中 塩 信 一
指定社員	公認会計士
業務執行社員	米 林 喜 一
指定社員	公認会計士
業務執行社員	

事業報告

連結計算書類関係

計算書類関係

ご参考

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門



(ご参考)

トピックス

当社は、長年蓄積してきた培養技術をベースとした、PQQ（ピロロキ

単元未満株式を保有されている株主様へ

当社では単元未満株式を整理していただきやすいよう、買取・買増制度のご利用にあたっての手数料を、無料としております。

単元未満株式の買取制度・買増制度のご案内

当社は単元株制度を採用しており、単元未満（100株未満）の当社株式につきましては、株式市場で売買を行うことができません。

そのため、単元未満株式の整理につきましては、次の2つの制度をご用意しております。

【単元未満株式の買取制度】 単元未満株式を当社に買取請求することにより売却する制度です。

例：30株をご所有の場合。（130株をご所有の場合の30株についても同様です。）

【単元未満株式の買増制度】 単元株式数（100株）に不足する数の株式を当社から買い増すことにより、単元株式にする制度です。

なお、買取・買増のお手続きや、制度についてのお問合せは、お取引の証券会社（特別口座に記録された株式に関しては、三菱UFJ信託銀行株式会社〈電〉、



株式についてのご案内
